

飲食店に対する営業時間短縮について

1 実施内容（特措法第24条第9項に基づく要請）

対象施設	要請内容
○飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設（宅配・テイクアウトサービスは除く） ○遊興施設（キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等）のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可を受けている施設*	5時～21時の間の営業を要請 （酒類の提供は、11時～20時30分の間）

* ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く

2 要請対象地域

地域	考え方	店舗数* (全数: 27,869)	割合 (全数: 27,869)
神戸地域 (神戸市)、 阪神南地域 (尼崎市、西宮市、芦屋市)、 阪神北地域 (伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)、 東播磨地域 (明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町)、 中播磨地域 (姫路市、市川町、福崎町、神河町)	○全県の感染拡大状況を踏まえ、現在要請を行っている神戸・阪神南地域4市に、感染者が急増している阪神北・東播磨・中播磨地域を加え、計5地域12市6町に要請する。 （12市6町は、県内人口の約88%、飲食店数の約85%を占める。）	23,736	85.2%

* 第1期協力金申請実績より

3 要請期間

令和3年4月1日(木)～令和3年4月21日(水)